

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業 ふそうケアセンター昭島 運営規程

(事業の目的)

第1条 扶桑管理サービスが開設するふそうケアセンター昭島（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所に置くべき従事者（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し適正な指定介護予防日常生活支援総合事業第一号通所事業通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従事者は、要介護状態等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話および機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施にあたっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 ふそうケアセンター昭島
- 2 所在地 東京都昭島市緑町3丁目5番8号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとし、各職員の員数は別紙のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤 1名 生活相談員兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 通所介護及び介護予防通所介護従事者
生活相談員 3名（常勤 3名 内 1名管理者兼務・内 2名介護職員兼務）
生活相談員は、指定通所介護の利用申込にかかる調整、通所介護計画の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。
看護職員 4名（非常勤 4名 機能訓練指導員兼務）
介護職員 4名（常勤 4名 内 2名生活相談員兼務）
看護職員、介護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。
- 3 機能訓練指導員 4名（非常勤 4名 看護職員兼務）
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

4 調理員（委託）

利用者の昼食等を調理する。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日及び祝日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分

（利用定員）

第6条 事業所の利用者の定員は、下記のとおりとする。

サービス提供時間帯 午前 9時15分から午後12時30分 定員16人（土のみ15人）
午後13時35分から午後16時50分 定員16人（土のみ15人）

（指定介護予防日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供方法、内容）

第7条 指定介護予防・日常生活総合事業第一号通所事業の内容は、居宅サービス計画に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスを提供する。

- 1 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体の介護
- 2 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
- 3 アクティビティ・サービスに関すること
利用者が、自ら積極的に能動的に日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自信の回復や情緒安定を図る。
レクリエーション、音楽活動、制作活動、行事的活動、機能訓練（体操）
- 4 送迎に関すること
送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
- 5 相談・助言に関すること
利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談および助言を行う。

（指定居宅介護支援事業者との連携等）

第8条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

- 2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当

の指定居宅介護支援事業者に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

- 3 正当な理由なく指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘察し、利用希望者に対して介護予防通所介護の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(個別援助計画の作成等)

- 第9条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容にそった指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業計画を作成する
- 2 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業計画の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、モニタリング及び評価を行う。

(指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供記録の記載)

- 第10条 従事者は、指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を提供した際には、その提供日・内容、当該指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業について、介護保険法第41条第6項または法第53条第2項の規程により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等及び支払いの方法)

- 第11条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を提供した場合の利用料の額は、別紙2の料金表によるものとし、当該指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業が法定代理受領サービスである時は、その額の1割または2割または3割とする。
- 2 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日に指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、写真代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
 - 3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る。
 - 4 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用者は、当センターの定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第12条 通常の事業の実施地域は、昭島市（全域）とする。

(契約書の作成)

第13条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（記名）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 従事者等は、指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を実施中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に備えるため、消防計画を作成し避難訓練等を次のとおり行うとともに必要な設備を備える。

防火責任者	管理者
防災訓練	年 2回
避難訓練	年 2回
通報訓練	年 2回

(事故発生時の対応)

第16条 事業所は、指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第17条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- 3 事業所に於いて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を毎月開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - (3) 従業者に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。
- 4 従事者に対し、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者：介護福祉士 竹下 浩代

(2) 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。

(3) 虐待防止のための指針の整備をしています。

(4) 従業者に対して、虐待を防止する為の定期的な研修を実施しています。

2 事業所は指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業のサービス提供中に、従業者又は養護者（利用者を養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市区町村に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第19条 事業所は、指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス提供にあたっては利用者又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(個人情報の保護)

第20条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護保険サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 事業所は、従業者であった物に、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約に含めるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第21条 利用者が機能訓練室及び食堂等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第22条 管理者は、提供した指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業サービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後2か月以内
- 二 継続研修 年2回以上

- 2 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を就業規則及び雇用誓約書に明記する。
- 3 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。

附 則

この規程は、平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

- 平成 25 年 4 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 25 年 8 月 1 日 変更 (第 7 条第 4 項 入浴サービスについて)
- 平成 25 年 8 月 8 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 25 年 9 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 26 年 2 月 5 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 26 年 3 月 4 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 26 年 6 月 16 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
(第 11 条 指定通所介護及び介護予防通所介護の利用料等)
- 平成 26 年 7 月 1 日 変更 (第 11 条 指定通所介護及び介護予防通所介護の利用料等)
- 平成 26 年 9 月 22 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 26 年 10 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 26 年 10 月 13 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 26 年 10 月 22 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 26 年 12 月 12 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 27 年 4 月 1 日 変更 (第 11 条 指定通所介護及び介護予防通所介護の利用料等)
- 平成 27 年 5 月 27 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
(第 11 条 指定通所介護及び介護予防通所介護の利用料等)
- 平成 27 年 6 月 9 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 28 年 3 月 23 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 平成 28 年 7 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
(第 11 条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等)
- 平成 28 年 10 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 29 年 4 月 1 日 変更 (第 11 条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等)
- 平成 29 年 5 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 29 年 6 月 7 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 29 年 7 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 28 年 7 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
(第 11 条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等)
- 平成 30 年 4 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
(第 11 条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等)
- 平成 30 年 4 月 24 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 30 年 5 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 30 年 6 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 平成 30 年 8 月 1 日 変更 (第 11 条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等)
- 2019 年 4 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2019 年 9 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2021 年 1 月 8 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2021 年 2 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2021 年 11 月 1 日 変更 (第 16 条 事故発生時の対応)
(第 17 条 衛生管理及び従事者等の健康管理等)
(第 18 条 虐待防止に関する事項) (第 19 条 身体拘束等の原則禁止)
(第 20 条 個人情報の保護)
- 2022 年 4 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容) (第 5 条 営業日及び営業時間)
- 2022 年 5 月 2 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2022 年 6 月 23 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2022 年 7 月 1 日 変更 (第 11 条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等)
- 2022 年 10 月 1 日 変更 (第 11 条 指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等)
- 2023 年 5 月 1 日 変更 (第 6 条 利用定員)
(第 7 条 指定介護予防日常生活支援総合事業第一号通所事業の提供方法、内容)
(第 21 条 サービス利用にあたっての留意事項)
- 2023 年 7 月 1 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2023 年 8 月 22 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2023 年 10 月 1 日 変更 (第 6 条 利用定員)
- 2024 年 2 月 20 日 変更 (第 4 条 職員の職種、員数及び職務内容)
- 2024 年 2 月 20 日 変更 (第 11 条 指定地域密着型通所介護の利用料等) (第 18 条 虐待防止に関する事項)
(第 23 条 業務継続計画の策定等)
- 2024 年 6 月 1 日 変更 (第 11 条 指定地域密着型通所介護の利用料等)

(別 紙1)

運 営 規 程

第4条 (職員の職種、員数)

管理者	常勤	1名 (生活相談員 兼務)
生活相談員	常勤	3名 (管理者 兼務1名 介護職員 兼務2名)
看護職員	非常勤	4名 (機能訓練指導員 兼務)
機能訓練指導員	非常勤	4名 (看護職員 兼務)
介護職員	常勤	4名 (生活相談員 兼務2名)

注1 委託の場合は記入しない。

2 兼務については、同一事業所の中で兼務する場合にのみ記入する。

(別紙2)

第11条(介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業の利用料等)

(単位:円)

(1) 昭島市指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

介護保険給付対象サービスの利用料

昭島市指定介護予防・日常生活支援総合事業第一号介護費

地域加算

(通所型サービスA半日型)

10.54%

費目	単位 /月	単価 /月	介護保険 請求額 (90%)	介護保険 請求額 (80%)	介護保険 請求額 (70%)	利用者 負担額 (1割負担)	利用者 負担額 (2割負担)	利用者 負担額 (3割負担)
介護給付費基本利用料 要支援1・事業対象者 (週1回程度)	1,692	¥17,833	¥16,049	¥14,266	¥12,483	¥1,784	¥3,567	¥5,350
介護給付費基本利用料 要支援1・事業対象者 (週1回程度) ※同一建物に 居住する者	1,316	¥13,870	¥12,483	¥11,096	¥9,709	¥1,387	¥2,774	¥4,161
介護給付費基本利用料 要支援2 (週1回程度)	1,700	¥17,918	¥16,126	¥14,334	¥12,542	¥1,792	¥3,584	¥5,376
介護給付費基本利用料 要支援2 (週1回程度) ※同一建物に 居住する者	1,324	¥13,954	¥12,558	¥11,163	¥9,767	¥1,396	¥2,791	¥4,187
介護給付費基本利用料 要支援2 (週2回程度)	3,400	¥35,836	¥32,252	¥28,668	¥25,085	¥3,584	¥7,168	¥10,751
介護給付費基本利用料 要支援2 (週2回程度) ※同一建物に 居住する者	2,648	¥27,909	¥25,118	¥22,327	¥19,536	¥2,791	¥5,582	¥8,373

(2) 介護保険給付対象外サービスの利用料（対象者のみ）

昼食代	1食 680円
おやつ代	1食 170円
おむつ代 (廃棄手数料含む)	テープ式1枚 180円
	パンツ式1枚 180円
	パット 1枚 180円
通常の実施地域を 超える交通費	事業所から、通常の実施地域を越えて1Kmにつき 30円
その他	・ 教養娯楽費：実費 ・ 写真代：1枚 20円 (ご利用者の希望に応じて提供致します)